

グローバルスタートアップマッチングプログラム 委託業務仕様書

1 事業目的

愛知県では、産業の競争力を維持・発展するために、スタートアップを起爆剤とする新たなイノベーション創出のエコシステム形成が喫緊の課題であると考え、2018年10月に「Aichi-Startup 戦略」を策定した。

同戦略に基づき、2024年10月には、スタートアップの中核的な支援拠点として、「STATION Ai」の運営が開始し、県内スタートアップの育成・海外展開と、国内外のスタートアップと当地域の企業とのオープンイノベーションをさらに強力に推進していくこととしている。

本プログラムは、本県独自のモノづくり融合型スタートアップ・エコシステムの形成を目指して、海外の優秀なスタートアップの愛知県への誘引と県内事業会社等のオープンイノベーション推進を行うものであり、本県の産業特性と親和性の高い事業領域である GX 及びマニュファクチャリング分野をテーマとする。また、オープンイノベーションを確実にスピーディに実現させるため、これらの分野と国内外のスタートアップ・エコシステムに精通し、かつ豊富な実績のあるアクセラレーターが運営を担うこととし、そのノウハウや実績を活用することにより、STATION Ai を中心としたエコシステムの活性化とオープンイノベーションの加速を図る。

2 委託期間

契約締結日から 2026 年 3 月 31 日まで

3 事業内容

(1) 海外スタートアップとのオープンイノベーションに係る事業会社等のニーズ収集、分析、整理

事業会社向けセッションやヒアリング調査等を実施し、海外スタートアップとのオープンイノベーションに係るニーズの収集・分析を行うとともに、地域のオープンイノベーションに係る機運醸成を図る。

ア 事業会社のニーズ収集について

GX、マニュファクチャリングの分野における新事業創出や事業強化に興味のある事業会社等（大企業だけでなく中小企業もカバーすること）を対象としたセッションやヒアリング調査などを通して、海外スタートアップとのオープンイノベーションに係るニーズを 20 件（GX 及びマニュファクチャリング、各テーマ 10 件程度を想定）以上収集すること。なお、受託事業者のネットワークに限らず、県と連携し、県内経済団体や金融機関等の協力を仰ぎ、広くニーズ収集を行うこと。

イ 事業会社向けのセッションの開催について

- (ア) オープンイノベーションに前向きな企業を対象として、2 回程度実施する。
- (イ) セッションの対象は、企業の規模によらず、20 社以上の事業会社等が参加できる設計とすること。なお、当地域の産業の特性等を踏まえた参加者ターゲットを設定し、ターゲットに合わせた内容・構成とすること。また、最適な広報・集客を行うこと。
- (ウ) セッションの内容は、オープンイノベーションの促進に資するコンテンツを検討・工夫すること。また、情報交換やピアラーニング等を通じて参加者同士のネットワークを促進すること。
- (エ) 本セッションに参加する事業会社等と、(2) の参加スタートアップとの交流、ビジネスマッチングを円滑に実施できる仕組みを作ること。

ウ 事業会社のニーズ分析、整理について

収集したニーズを分析し、それに基づいたスタートアップとのオープンイノベーションのイメージ（ユースケース）を検討する。これを基に、(2) の参加スタートアップの募集やマッチング支援を実施すること。

(2) 海外スタートアップの募集とマッチングプログラムの実施

海外スタートアップの県内への誘引と事業会社とのオープンイノベーションを目的としたマッチングプログラムを実施する。実施にあたってはこれまでの当事業の成果を踏まえたプログラム設計を行うこと。また、マッチングの形態については事業会社のニーズをもとに柔軟に設計すること。

なおプログラムの実施にあたり、県が実施する他の事業や、STATION Ai を始めとする関係機関、ベンチャーキャピタルなどと連携して効果的な事業を実施すること。

ア 海外スタートアップの募集

(1) で実施した事業会社等のニーズ分析に基づき、効果的な海外スタートアップの募集（VC や各種支援機関等とのコネクションも含む）を行うこと。また、県においても、愛知県MOU連携先を通じた海外スタートアップの募集を行うため、連携すること。なお、スタートアップの募集は 50 件以上集めることが望ましい。

イ 海外スタートアップの選定

応募を受けた海外スタートアップの中から、本プログラムに参加するスタートアップを 15 社程度選定すること。選定は県の同意を得た方法で実施し、当地域における産業との親和性や (1) ウにおけるニーズ分析との整合性、プログラム参加への意欲、協力姿勢などを加味すること。なお、参加スタートアップは Minimum Viable Product を既に保有しており、事業会社等との実証実験や契約締結が可能な段階とすること。なお、県と連携する機関に関係するスタートアップの応募があった場合、優先的に採択するよう努める。

ウ プログラム準備

各参加スタートアップとのマッチングが期待される事業会社等との調整や、スタートアップのプレゼンテーションへのアドバイス、技術情報、規制情報の収集など、限られた期間でプログラム効果が最大限発揮されるように事前準備を行うこと。なお、原則、全参加スタートアップと 1 回以上のミーティングを行い、参加スタートアップの状況を把握すること。

エ プログラム実施

実施期間：3 か月程度（うち愛知県に滞在するプログラムを 2 週間程度行うこと）

※愛知県滞在プログラムは参加スタートアップが一堂に集まることが望ましいが、各参加スタートアップや事業会社の状況に合わせて、個別に実施しても良い。

- (ア) メンタリングやワークショップ、ビジネスマッチング支援などからなるものとし、事業会社等との協業等を最大化することを目指すものとする。実施に当たっては県の同意を得ること。
- (イ) 効果的な愛知県滞在プログラムを設計すること。滞在プログラム期間中に、参加スタートアップの事業内容を事業会社等に周知する Demo Day を開催するとともに、プログラムの参加者やメンターに加え、当地域のスタートアップ、県内企業、VC、県内研究機関や大学等とのマッチングイベントを 1 回以上開催すること。なお、海外スタートアップの愛知県滞在に関わる費用（渡航費や宿泊費等）は、原則各スタートアップの負担とする。
- (ウ) ビジネスマッチングについては、事業会社等と参加スタートアップとの個別ミーティング形式を原則とし、各参加スタートアップに原則 4 件以上の個別ミーティングを契約終了日までに設定すること（スタートアップが自ら事業会社等とミーティングを設定したものを含む）。
- (エ) ビジネスマッチングの状況に合わせて、(1) ウで検討した仮説の検証を行い、結果を参加スタートアップへフィードバックするなど、柔軟かつ即時的な改善を行うこと。
- (オ) 参加スタートアップ 1 社当たり最大 2 席のコワーキングを STATION Ai 等に手配すること（期間は、愛知県滞在プログラム 2 週間程度を含む 1 ヶ月間）。なお、コワーキングの手配については、県と合意の上決定すること。STATION Ai の使用料については、STATION Ai の規約を参考にすること。
- (カ) プログラム期間を通して、スタートアップに対する事業会社等とのマッチング等、オープンイノベーションを支援するメンターを 2 名程度、県との協議を経て設置すること。設置するメンターは、事業領域（GX、マニファクチャリング）における技術や業界知識の知見がある、当地域の事業会社（大企業だけでなく中小企業も含む）との強いコネクションを有するなど、プログラム趣旨に沿っていること。また、英語又は日本語による会話が可能であること。
- (キ) 事業実施にあたり必要となる通訳を手配すること。

オ フォローアップ期間

プログラム終了後においても、委託期間満了までは、事業会社等の紹介やミーティングの設定支援、相談対応など、マッチング成立に向けて必要に応じたサポートを実施すること。

(3) エコシステム関係者へのノウハウの提供について

当プログラムを通じて得られた成果やノウハウ、事業会社等のニーズをエコシステム関係者へ共

有すると。なお、ニーズやオープンイノベーション成果（事例）は、抽象化（モデル化）した上で展開し、今後 STATION Ai がオープンイノベーション支援に活用できるものとする。また、STATION Ai のメンバーを当該活動に同行させ、ノウハウ移転することも可能とする。

(4) その他に関連する業務

ア 業務の運営管理

(ア) 事務局の設置及び運営

プログラム期間中は、運営のための事務局を設置し、STATION Ai に常駐する等、県や関係者との円滑なコミュニケーションに努める（全体の進行管理、連携機関やプログラム参加者との調整及びサポート、セミナー等イベント開催時の窓口業務等）。STATION Ai に常駐する場合、STATION Ai 利用に係る費用と、業務遂行に係る費用（文房具等の消耗品や通信費用など）は受託事業者が負担する。なお、設備の利用等の調整については、随時 STATION Ai 運営者と直接行うこと。

(イ) 実施体制（統括責任者及び運営担当者）

プログラムを運営するために、統括責任者 1 名、運営担当者 2 名以上を配置する。統括責任者及び運営担当者のうち少なくとも 2 名以上は、日本語および英語でコミュニケーションが取れることと、スタートアップ支援及び製品・サービスの事業企画や事業マネジメント等について知見を有することを要すること。また、これらの者が (2) エ (カ) のメンターを兼ねることができる。統括責任者は、当該事業の責任を持ち、契約や事業全般にかかる県及び連携機関との折衝を担う。運営担当者は、統括責任者のマネジメントのもと、県及び連携機関との連絡窓口や個々の事業活動を担う。

(ウ) 事業会社に声かけ可能な人材の登用

事業会社と参加スタートアップとの個別ミーティングをコーディネート可能な人材、本県等の事業会社に声掛け可能な人材を事務局に含むこと（外部人材の活用、他社への委託も可能）。

イ 事業の実施場所

愛知県滞在プログラムを実施する場所として、STATION Ai 内部あるいはその近隣の会場を手配すること。

ウ 関係者間のコミュニケーション

参加者とメンター間や、県とのコミュニケーションや進捗管理を円滑に実施するため、必要に応じてコミュニケーションツールや SNS 等のサービスを用いること。

エ 広報活動

参加者募集やイベント実施、事業結果の情報発信のために WEB ページを作成すること。また、SNS 等を用いて、効果的な情報発信を行うこと。参加者募集に当たっては、受託事業者が保有するネットワークを最大限活用し、関連するコミュニティや支援機関等への接触などを通じて、プログラムに最適なスタートアップや事業会社の発掘に努めること。なお、本県に所在するスタートアップや事業会社への広報及び関係するコミュニティや支援機関等へのコンタクトについては、県も協力して行う。なお、広報に写真等を用いる場合は、肖像権等に配慮の上、使用すること。

オ 業務報告書の提出（電子データ及び印刷物 1 部）

契約最終日までに、報告書を提出する（30 ページ程度を想定）。報告書の内容は各プログラムの開催概要、県内スタートアップ、プログラムの参加者の情報、写真、STATION Ai を中心とするエコシステム形成と活性化における課題と改善提案等を記載する。

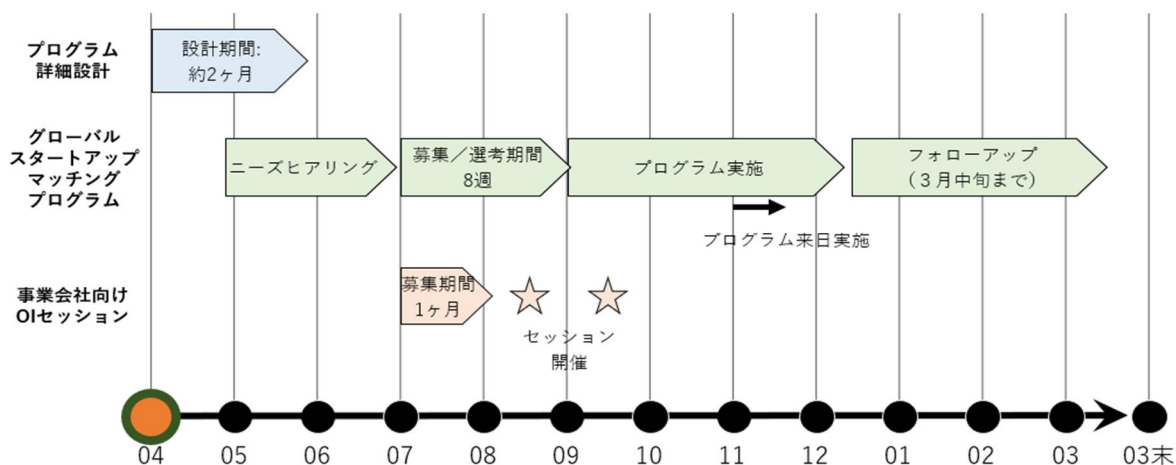
カ スタートアップ支援事業への協力

県や STATION Ai を始めとするスタートアップ支援機関が実施するスタートアップ関連の事業に対し、県の承諾を得て、事業への参加や広報などに積極的に協力し、本委託事業の実績等の県民への周知に努めること。また、委託事業の実施において知り得た参加企業等の情報について、参加企業等の承諾を得た上で、県を通じ、県が実施するスタートアップ関連事業との共有を図ること。

キ 愛知県との情報共有について

事業及びイベントの参加者の情報（氏名、会社名、所属、肩書、連絡先等）、スタートアップの選考に係る情報（採点表等）、事業実施にて気づいた改善点（各イベント実施の振り返り含む）等、本事業の実施に関連する情報については愛知県と共有すること。

(5) 事業スケジュール（参考）



4 その他

- (1) 本業務と連携することで、効果的と思われる事業内容がある場合、委託限度額の範囲内で積極的に提案する。
- (2) 業務実施にあたっては、県及びSTATION Ai と十分な連携の上、実施する。
- (3) 業務内容については、受託事業者が本仕様書及び企画提案書の内容を遵守することとし、業務の実施にあたっては、県と十分に協議する。
- (4) 業務を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行う。
- (5) 製作物（チラシ、事業実施報告書等）の著作権は愛知県に帰属する。受託事業者は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証する。
- (6) 業務実施において、個人情報等の保護すべき情報の取扱いに万全の対策を講じ、法令を遵守する。
- (7) 業務実施において、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止することを目的に国が定めている安全保障貿易制度の趣旨を遵守することとする。
- (8) 当該業務の実施に当たり、問題等が発生した時は、県に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行う。
- (9) 当該業務における打合せや会議等については、議事録を作成し、その都度、県に報告する。また、必要に応じ、通訳を行う。
- (10) 本事業は国の新しい地方経済・生活環境創生国庫交付金を利用するものである。受託事業者は、事業完了後5年間、本事業に係る会計帳簿及び証拠書類を、県あるいは会計検査院の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。会計実地検査が行われる時は協力すること。
- (11) 委託業務の経理を明確にするため、受託事業者は他の経理と明確に区分して会計処理を行う。
- (12) 本業務に関して、疑義が生じた場合及びこの仕様書に定めのない事項等については、必要に応じて県と受託事業者が協議する。
- (13) 当業務に係る費用については、県職員の出張等に要する費用を除いて受託事業者の負担とする。
- (14) コロナウイルス感染症や社会情勢の変化等の影響により、メンター等の移動や事業の対面開催が困難となる等の事情が生じた場合は、オンライン開催等、県と実施方法について協議することとする。この場合において、不要となったメンター等の旅費や会場費については、事業の企画提案の際に県へ提出された経費内訳に基づいて減額契約を行う。また、本仕様書記載の事業の一部が

実施できなくなった場合は、県と合意の上、契約金額を含めて、契約変更をする。